2016年10月26日(水)

17:30~19:00

会場:参議院議員会館会議室

STOP!教育機会確保法案

10 ⋅ 26 院内集会 🖸

(主催:不登校・ひきこもりについて当事者と語りあういけふくろうの会)

東京大学法学部 教授 金井利之

教育の機会の平等とは何か -不登校の救済と支援をめぐって-

はじめに

(1)自らの先入観を自省する

<不登校児童生徒は「問題」だ>という先入観が強い 例)学校に通わないのはけしからん、子どもの我儘だ、親の怠慢だ しかし、そのような「常識」は本当か、単なる「偏見」ではないのか?

- (2)不登校状態への見方
- ①どのような見方に立つかの重要性

まず、不登校に対して、どのような見方(視点)に立つのか、一番重要なこと 正しい視点に立たない個別具体の施策・事業・教育実践は、かえって逆効果

<u>「支援」のつもりが、排除、圧迫、差別、加害、抑圧などになってしまう</u>

- 例) 土壌が貧弱であれば、よい種を播いても、よく育たない (肥沃な土壌には、同じ種を播けば、よく育つ)
- 例) 地盤が脆弱であれば、堅牢な建物を建てても、すぐに壊れる=砂上楼閣
- 例)非正規労働の劣悪な環境を改善せずに、育児・子育て休業制度を導入しても、子育て支援の社会的な効果なし

②見方への自省なき支援事業の問題性

法律が為すべきことは、まずもって、社会に根強い偏見・差別・排除の禁止・是正 **単に事業・サービス・支援をすれば問題解決するという話だけではない**

例)同和対策事業特別措置法(1969年、時限立法、その後、改正延長、2002年終了) 第1条「この法律は、すべての国民に<u>基本的人権の享有を保障</u>する日本国憲法の 理念にのつとり、歴史的社会的理由により<u>生活環境等の安定向上が阻害</u>されて いる地域(以下「対象地域」という。)について国及び地方公共団体が協力して 行なう同和対策事業の目標を明らかにするとともに、この目標を達成するため に必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における<u>経済力の培養、住</u> 民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする。」

結局、差別解消の理念・見方が明確にならないなかでの、事業措置だけに終始 基本的人権はお題目に限られ、生活環境として経済力・生活安定・福祉向上のみ が目的とされてしまった

1. 文部科学省の見方への反省

(1)2016 年 9 月 14 日付初等中等局長通知『不登校児童生徒の支援の在り方について』 前置きに「不登校に関する調査研究協力者会議」の「最終報告」(2016 年 7 月)を引用

「基本的な姿勢」

(1) 不登校はどの児童生徒にも起こり得る

不登校状況の継続=結果として支援が受けられない状況の継続は、

自己肯定感の低下を招くなど

本人の進路や社会的支援(ママ)のために望ましいことではない

- (2) 不登校の要因・背景は多様・複雑なので、教育の観点のみで捉えた対応は困難 一方で教育の役割は大きい、学校・教育関係者は指導・家庭への働きかけ 関係機関との連携協力等のネットワークが必要
- (3) 不登校は多様な要因・背景により結果として生じる状態

不登校を「問題行動」と判断してはならない

不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭

学校・家庭・社会が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢

- →自己肯定感を高めるためにも重要
- →周囲の大人との信頼関係の構築過程が社会性や人間性の伸長に繋がる
- →結果として、社会的自立に繋がる

(2) 文科省の見方とその問題性

①「病気」という眼鏡

上記の初中局長通知の拠って立つ見方は、不登校をあたかも「病気」のように把握 「不登校」を「病気」に一括変換するとどうなる?

「病気に対する基本的な姿勢」

(1)**病気**はどの児童生徒にも起こり得る

病気状況の継続=結果として支援が受けらない状況の継続は、

自己肯定感の低下を招くなど

本人の進路や社会的支援(ママ)のために望ましいことではない

- *そもそも、「社会的支援」が不登校=病気だと得られないのか? 不登校経験者にも当人が望むときに社会的支援をすればよいだけ
- (2)病気の要因・背景は多様・複雑なので、教育の観点のみで捉えた対応は困難 一方で教育の役割は大きい、学校・教育関係者は指導・家庭への働きかけ

関係機関との連携協力等のネットワークが必要

(3)病気は多様な要因・背景により結果として生じる状態

病気を「問題行動」と判断してはならない

病気児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭

学校・家庭・社会が病気児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢

- →自己肯定感を高めるためにも重要
- →周囲の大人との信頼関係の構築過程が**体力や気力**の伸長に繋がる
- →結果として、**回復・治癒**に繋がる

②文科省の見方に起因する「治療」方針

個々の不登校児童生徒は、不登校という「症状」が結果として生じた「病気」 であるならば、

- ・「病人」である不登校児童生徒に「カルテ」(「児童生徒理解・教育支援シート」)
- ・学校を含めた関係機関は、あたかも「医療機関」(学校・適用指導教室・警察・児童 相談所・NPOなど)のようにネットワークを構築する

学校=日々の日常予防・保健・検診・早期発見機関

教育支援センター(適応指導教室)=療養所

フリースクール=転地療養

警察=医療刑務所

自宅=自宅療養 休養の必要性=「病気」なのだから休むのが一番 家庭訪問=往診

ホームティーチング=遠隔診察・治療

- ・できるだけ「病人」は、早期に治癒・回復=学校復帰すべき(学校復帰が目標)但し、「早く治れ」と「病人」をけしかけても「全快」はしないので留意
- ある理解しがたい行動に対して根強い偏見が存在する場合があった/ある その意味では、不登校を「怠け症」「我儘」のように位置づけていた既存の偏見より は、「病気」とすることで、一歩前進かもしれない?

しかし、結局は、教育支援センターを整備するという箱モノ+民間委託行政 文科省「教育支援センター(適応指導教室)整備指針(試案)」(別紙)

③文科省の見方の有する問題

⑦偏見の付与の危険

とはいえ、「病気」と位置付けることで、偏見が消えるわけではない

例)「癩病」(ハンセン病)、「エイズ」(HIV)、「精神病」、原爆症、水俣病むしろ、新たな偏見を生み出すこともある

病気に対する不当・不正な偏見も、払拭するのが当然である

初中局長通知は、「病気」扱いしたことによる偏見付与の危険に、あまりに無防備 何の対策も取られていない

⑦不登校は「病気」ではない

しかし、そもそも、不登校状態は「病気」なのか?⇒2. (2)へ

定義上、不登校は、病気・貧乏以外の理由で年間 30 日以上の欠席という状態 そもそも、病気ではないはず

新たな「病気」状態を人為的に作り出す営み

参)加藤美帆『不登校のポリティクス』勁草書房、2012年

戦後直後には「長欠(長期欠席)」は貧困問題かつ非行(治安)問題とされていた例)文部省『後逸小学校・中学校長期欠席児童生徒調査』1954年 あるいは「怠惰」

高度成長期においては、心理・精神医療上の「病気」とされていた

例)「学校恐怖症(school phobia)」

その後、「学校嫌い」「登校拒否」という、本人や家族の選好・意志に起因させた

例)童謡「南の島のハメハメハ大王」3番

南の島の大王は、子どもの名前もハメハメハ 学校ぎらいの子どもらで、風がふいたら遅刻して、雨がふったらお休みで ハメハメハ、ハメハメハ、ハメハメハメハメハ

権力闘争 社会的な規範に基づく役割からの「逸脱」

例)管理教育↔校内暴力↔登校拒否 学校と対決する「元気」な児童生徒像 生徒児童への内面支配・社会統制をしきれていないという認定

他方で、「行きたいのに行けない」という表現(内面支配の貫徹を前提)も登場 精神・心理は支配できても、身体・生理は支配できない

暴力管理的統制ではなく、ソフトな統制(個別・多様・分類・選択化)に変化

こうした「不登校」のイメージは、実態を捉えきれていない

こうした外部から与えられる分類や規定が、色々な意味での分断を生んできた 不用意・不的確な定義づけそれ自体が、様々な問題を生じさせてきたといえる それを経て1990年代に「不登校」という漠然とした状態を示す用語に転換した

「不登校」=「病気」論は、高度成長期への逆戻りでしかない

「不登校」に定義を与えること自体が問題を生む危険

名前を付けることは暴力でもありうる

同時に、不登校というまとまりがないと、当事者の連帯も生まれにくい

の不登校を「障害」として扱っても問題

差別手法の段階的変遷

- I 「犯罪・変態」 不登校は法律違反、処罰・強制・矯正が必要
- Ⅲ「性癖・選択・自己責任」 不登校は本人の我儘、怠惰な性格、生活リズム欠如 生徒指導上の問題行動であり、生活指導・復学指導の対象

教育関係者自身が児童生徒にストーカー的行為をしていることに気付かない

Ⅲ「病気」 不登校はだれにでも起こり得る「病気」

本人を休息・入院・通院で治療するべき、できれば予防・早期発見 (病気を生み出す学校という発生源を公衆衛生的に改善する気はない)

IV「障害」 不登校は「登校障害」「対学校/対教師接触障害」 だから特別支援・処遇をする(ユニバーサル・デザイン/サービスの否定) 選別主義的排除、施設収容・隔離

現在の文科省は第Ⅲステージから第Ⅳステージあたり

犯罪・性癖扱いされるよりはマシではあるかもしれないが、差別手法の一環として「病気」「障害」扱いして分離することで、解決されるわけではない

*現在、障害差別解消政策では、障害を社会モデルで捉え、差別手法には利用させない しかし、不登校の現実は、依然として差別手法のもとにある

同様に、特別支援学級・学校も、差別解消政策の側面と、差別手法(=収容施設への隔離)の側面がせめぎ合っており、差別解消政策の建前論だけでは済まない

2. 本来の議員立法が為すべきこと

- (1)偏見・差別の除去
- ①差別解消諸立法

その内容が充分かどうかは措くとして、1990年代から差別解消への動き

例)アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律 (1997 年、アイヌ文化振興法) 自発的意志と民族の誇りの尊重

北海道旧土人保護法(1899年)及び旭川市旧土人保護地処分法が廃止

「保護」という名称のもとでの差別処遇

- 例) 男女共同参画社会基本法(1999年)
- 例)ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(2008年)=らい予防法(1953年)の廃止
- 例)障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(2013年)

「障害者の権利に関する条約」の締結ための国内法整備

例) LGBT差別禁止法構想

不登校状態に起因する様々な差別が日本社会には存在

・学校・教師・関係機関は、不登校は問題だとして、指導・支援の名のもとに、実態は 教育指導的差別(+警察補導的差別)</u>を繰り返す

通知・議員立法案はむしろ差別的行動を関係機関で連携強化させかねない改悪

- ・<u>差別の内面化</u>こそが、不登校児童生徒の心身不調や自己肯定感の低下 それだけでなく、苦しみながら登校状態を続ける児童生徒もある
- ・進学差別・就職差別その他の社会生活での<u>社会的差別</u>や不利益 通知「本人の進路……のために望ましいことではない」と社会的差別を認定 差別される側ではなく、(国民の多数派である)差別する側が問題 不登校児童生徒を定義し選別し差別すること自体を解消すべき

②文科省による不登校児童生徒差別

初中局長通知は、なぜ不登校状態を問題だと考えているのか?

通知は、昭和型の不登校=怠け・ずる・我儘、という見方を採っていない

(但し、この見方は、既に1992年に文部省は打ち出している)

通知は、「不登校状況の継続=結果として支援が受けられない状況の継続は、自己肯定 感の低下を招くなど、本人の進路や社会的支援のために望ましいことではない」と いう見方を採用

要は、不登校は本人にマイナスだ、ということ(「病気」のイメージ)

しかし、<u>不登校児童生徒の自己肯定感を低下させるのは、「不登校状態が問題だ」と考</u>える社会に蔓延する見方(=偏見)自体

文科省は、世論の偏見に阿(おもね)った政策を採用しがち

しかし、国民の偏見に寄り添った政策を採用してはいけない

仮に、社会が「不登校状態は何も問題もない」と思っていれば、そもそも、不登校状態は「生徒指導上の諸問題」とは認識されない(統計も録られない)

= 文科省は偏見に寄り添った政策をしている

<u>文科省が世論の偏見に阿っているのであれば、良識ある立法府の任務は、その偏見を選</u> 良=代表として正すように、意識改革を求めること

国民代表とは、国民の平均的偏見を反映することではない

③差別の法定化の危険

立法が為すべきは<u>差別解消、ところが、議員立法案は差別概念を法定化しかねない</u> 「不登校児童生徒」を法定

全ての児童生徒に対して<u>普遍主義</u>に基づくべき教育機会について、<u>選別主義</u>を導入 普通教育としての義務教育の解体に繋がる

現実に存在しているのは、多様な児童生徒だけ

その出席状況(年間 30 日の欠席などの基準)によって、<u>児童生徒を二区分する無理</u> 現実には、登校・出席しながらも辛さを抱えている児童生徒から、楽しんでいる児童 生徒もいるし、登校も不登校もできず自殺する児童生徒もいる

人為的政策的権力的二区分は実態に即さない、むしろ、グラデーション

「支援」をするには対象者を画定しなければできないか?

そもそも、「支援」なのか、圧迫・矯正なのか、吟味すべき 「支援」に対しては、普遍的サービスであれば、対象者の画定は不要

現在、法令上存在するのは、<u>7日間連続欠席状態+出席状態が良好でない</u> 学校教育法施行令 督促等の校長の義務

第 20 条 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、 当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒が、**休業日を除き引き続き七日間出席せず**、 **その他その出席状況が良好でない場合**において、その出席させないことについて保護者に<u>正当な事由がないと認められる</u>ときは、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

(2)不登校状態はなぜ問題ではないのか

①個人の権理

例)年間30日以上コンビニに通わない人を、「不コンビニ人間」「(コンビニ)不買者」として位置付けるか?

(村上沙耶香『コンビニ人間』文芸春秋、2016 年、の話とは全く関係ない) 国民がほぼ等しく利用する支援であるコンビニに通わないのは望ましくない? コンビニに行かない人は、大人との信頼関係がなく、社会性・人間性がない?

<u>そのようなバカげたことは言わない</u>

コンビニに行こうと行くまいと、本人の権理(財産権・移動自由権)

例)年間30日以上銭湯に通わない人を「不銭湯」と位置付けるか? 銭湯に行こうと行くまいと、本人の権理(財産権・移動自由権) 温泉でも、自宅風呂でも、シャワーや清拭でも入浴介助でもよい 風呂に入らないのも自由 銭湯が好きな人が毎日通うのも自由

むしろ毎日コンビニに行く状態こそ、「コンビニ依存症」という「病気」かもしれない その意味では、毎日、無意識的/衝動的に登校している児童生徒=「**学校依存症**」

②個人の学習権

個人には学習権がある

学習権は権利であるから、行使する/しないも、いつ行使するかも、自由である とやかく言われる筋合いではない

学習権には、「自学自習する権利」と「教育を受ける権利」とがある

参)教育基本法(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、 **その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習する**ことができ、 その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

個人に学習権があっても、後者は教育サービスが提供されていなければ、絵に描いた餅 例)あまりに高額、労働で疲弊していて時間がない

→「**教育を受ける権利」の「機会の平等」**が必要

(金持ちだけ、ヒマ人だけが、学習権を実質的に享受できるのは不平等) 学習権の実質的な保障として、教育の機会の平等を実現するのが国家責任

学習権は単に自由権だけではなく、社会権的な側面を有する

③ユニバーサル=サービスとしての教育

教育は、個人の学習権を実現するためには、教育の機会を平等に保障する必要がある 全ての児童生徒が、学習権の行使として希望するならば、学校に通える状態を作る 学校教育はユニバーサル・サービス=普通教育

ユニバーサル・デザイン

障害者にのみ必要な個別サービスを確保するのではない 例)階段をリフトする装置 全ての人が使いやすいデザインにすればよい 例)段差をなくす

同様に、学校教育はユニバーサル・デザインに基づくユニバーサル=普通教育 不登校児童生徒にのみ対処した個別/特別教育サービスを確保すればよいのではない 全ての児童生徒が享受できる普通教育の機会を作る=機会の平等

「教育の機会の確保」ではダメ

例)「男女雇用**機会均等**法」であって「男女雇用**機会確保**法」でないのはなぜか? 男女ともに日本型経営では雇用機会は確保されていた

但し、女性は、単純事務職、寿早期退社、昇進・賃金差別主婦パート、という M字雇用機会確保だった

教育においては、教育の機会均等はすでに法定

あえて、「教育機会確保」を法定するのは、特別法として機会均等を否定するおそれ 憲法第 26 条① すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、 ひとしく教育を受ける権利を有する。

教育基本法第4条(教育の機会均等)

- ① すべて国民は、<u>ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会</u>を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、**教育上差別されない**。
- ② 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- ③ 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって 修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

④子どもの学習権

子どもも個人としては学習権一般を持つが、子どもとしての特例扱いの面も有り得る 保護者に就学義務=義務教育

子どもが学習したいのに、保護者が妨害することを禁止する趣旨 保護者は子どもの学習を妨害するときに「カネがない」という言い訳をしがち →義務教育は無償とする

子どもが学習したくないときに、保護者が強要する権利はない

- 子どもの学習権の保障のため、普通教育の機会の平等を保障する義務を国家に課す =国家の義務としての義務教育
 - 国家の義務教育は、あくまで、子ども・保護者に対する義務 原則として、子どもに登校を強制する権限を持つわけではない つまり、国家に教育権はない(国家には教育機会平等保障義務のみ)
 - 憲法第 26 条② すべて国民は、法律の定めるところにより、<u>その保護する子女に普通</u> 教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
 - **教育基本法第5条①** 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、 普通教育を受けさせる義務を負う。
 - 学校教育法第16条 保護者(子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、 未成年後見人)をいう。以下同じ。)は、次条に定めるところにより、子に九年の普 通教育を受けさせる義務を負う。
 - 学校教育法第18条 前条第一項又は第二項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子(以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。)で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第一項又は第二項の義務を猶予又は免除することができる。

(病弱などの子どもが学校に行きたいと学習権の行使を求めても、保護者は子ど ものために敢えて拒否できる</u>=修学義務猶予・免除)

- *この規定は、学校側の障碍児への就学拒否の正当化に使われた (障碍児には就学義務がない、という曲解)
 - しかし、本来は、学校側に障碍児の就学拒否の権限はない 教育を受ける機会を均等に提供する義務が、行政・学校側にはある 障碍児には学習権があるから、学校に就学することを求める権利がある 障碍児の保護者は、障碍児の立場に立って、学校への就学を求める権利がある
- 子どもは十全の権利判断のできる主体でないとすれば、親権者が判断する余地がでる 例)本来は、子どもは学習したがっているが、判断能力がないので、学習しなくてよい と錯覚しがち、という発想がパターナリズム
 - しかし、子どもにも日常的な買い物の権利はあるように、学習権も子どもは持つ

「いまの学校が嫌だ」という不登校の判断は尊重されるべき

(学校に行かなくても学習をすることはいくらでも可能、学習しないことも自由)

⑤規制・義務付けとしての教育?

権利に関する規制はあり得る例)殺人・暴行・障害・逮捕・監禁禁止

個人・子どもの権利に対して、公共的必要性から規制・義務付けを行うことはある 規制・義務付けは必要最小限でなければならない

現在の学校教育において、最低限規制として、強制しなければならないものは何か?

例)銭湯に行く/行かないは自由

しかし、体を「衛生」的に保つことが、どの程度まで強制されるべきことかは難問 しばしば「臭い」という差別 差別する側が悪い?ある程度は体を洗え?

単に社会的に望ましい、というレベルでなく、全員に必須なものは何か?

- 例)漢字の読み書き? 学校に行かないでも自然に身につける?
- 例)計算? 電卓があるので不要?
- 例)英語? そもそも、日本の学校教育は英語の取得は保障していない?
- 例)自動車運転免許? 学校では教えないが、多くの人は必要に迫られて取得
- 例) 電話の掛け方?キーボードの操作法?メールの書き方?スマホの使い方?

以上のようなものは、よくよく考えてみると必要最小限ではない

不登校を問題だと考える発想は、学校への収容(逮捕・監禁)を正当と考える発想 むしろ、**学校で為すべきは、最低限の権利制限としての行為規制・禁止**

逮捕・監禁の禁止 例)学校に来させる、学校から帰さない 体罰その他暴力・暴言の禁止 例)黙示・顕示で嫌がる児童生徒への復学指導 いじめの禁止

ストーカー行為の禁止 例)嫌がる児童生徒・保護者の自宅への家庭訪問 **但し、本来は、禁止しないでも、そうした行為が起きにくい環境を作るべき**

(3)個別サービス提供

①基本的な見方の確立が先決条件

例)「買い物難民」への対策は必要だ

日常生活には通常は食料品などの買い物が必要であり、買い物に行けないのは困る だから、買い物という個別サービスは保障されるべきだ

しかし、だからと言って、全員がコンビニに通えるような人間になる必要はない 他の手段はいくらでもある 例)移動販売車、通信販売、買いだめ

仮に不登校状態で不便があるならば、その不便に応じて個別サービスを提供すればよい 但し、基本的な見方が不登校=病気では、こうした個別サービスは事態を悪化させる

例)移動販売車や通販を利用することは、今日では何の批判も受けない

しかし、コンビニに買い物に毎日行くのが当然だという偏見があれば、移動販売 車や通販の利用は、それ自体で「コンビに通えない/通わない」という社会性・ 人間性の欠けた人物、と位置付けられることになる

つまり、基本的な見方が正常であればプラスに作用する個別サービスは、基本的な見 方が間違っていると、かえって悪い方向に作用する

初中局長通知は、間違った基本的な見方のもとに個別事業を展開するという逆効果政策

②不登校だと何が困る?

- 自己肯定感の低下?
 - →不登校状態を問題視する偏見それ自体が生み出した、**自己肯定感の低下幻覚** むしろ、幻覚から目を覚まさせることの方が重要
- ・学業の遅れ? 上記の通り、必要最小限できなければならない学業内容などない
 - →登校状態でも学業についていけない児童生徒は大勢いる

(但し、学習権である以上、そもそも学業についていけないことは問題ではない)

学校の学業は本当に意味があるか? 例) 一向に身に着かない英語

学校に通わなくても学習は、したければ、いくらでもできる

(学習をしたくなければ、しなくてもよい)

自宅学習・社会学習でカネがかかるならば、経済支援をすれば済むだけ

人生は長い、6歳から15歳の学齢期の間に焦ることはない

(学齢期以外での普通教育を受ける学習権をどこまで無償とすべきか)

人は必要ならば/面白ければ、勝手に学習する

例)スマホ・アプリ操作は学校で教えもしないのに熟達

・学校で学業をしなくても、**日本は豊かな社会なので、実は、生きていける国富はある** 仮に生きていけないならば、生きていける社会を作るべき

ワーキングプア・格差社会こそ、立法で対処すべき課題ではないか

- ・中学卒業という卒業証書(修了認定)が貰えない?
 - →「中卒」資格が得られないならば、「中卒認定」をすればよい? →現実には、履歴書に「中学校卒業」と書くことを求められる不利益・差別 ⇒卒業認定は現在でも校長の裁量できる

中学校が認定すべき義務は、学校側として、学齢児童生徒に対して、教育を 受ける機会の均等を保障したことを証明することであって、実際に、児童 生徒が学習権を学校において行使したかどうかという認定ではない

修了証書は児童生徒に出すべきものではなく、本体は、児童生徒側が学校側 に発出すべきもの

むしろ、学校側が出欠を管理して修了認定させないことが、かえって不利益をわざわざ人為的に作り出している

「教育を受ける機会(権理)の均等」ではなく、「教育を受けた結果の強制(義務)の確保」という発想が問題を引き起こしている

- ・ 進学資格が貰えない?
 - →不登校でも得られる道があればよい 中学卒業/高校卒業程度認定試験?
 - →内申書差別の解消
- ・集団生活での社会性・人間性が育たない?
 - →いじめなどの**悪の社会性・人間性を育てて何の意味がある?**

学校でないと社会性・人間性は育たないのか?学校で育つのか?

暴走族・非行少年グループ内での悪の社会性を育てないためには、登校が必要?

- →犯罪者集団は大人の世界にもある
 - 非行少年グループに負けたくなければ、学校を魅力的にするしかない
- ・共通の経験/思い出/話題?
 - →学校に全員登校するという偏見が、こうした**共通幻想**を強要しているだけ

おわりに

文科省専門家会議・初中局長通知は、不登校児童生徒を「病気」扱いして、「病院」を中心に「治療」をさせようとするもの

例)かつてイギリスでは男性同性愛者を「犯罪者」扱いして、「病気」として「化学 的去勢」なる「薬物治療」していた

映画『イミテーション・ゲーム』のアラン=チューリング とんでもない差別的施策

現在の「義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律案」は、 文科省の誤った見方を是正するどころか、その前提を共有しているようにみえる

「不登校児童生徒」のみを定義し、「不登校児童生徒」への対策(治療)に終始 選別→分離→個別処置→学校復帰

このような法律は、かえって不登校状態にある児童生徒の生活・学習を妨害するだけ

さらに、<u>フリースクールや民間団体を、こうした「治療」に動員する</u>

これまでフリースクールなどが行っていた偏見除去や個別サービス提供の機能が喪失

偏見拡大とマイナスの個別サービスとして、「フリースクールの死」にもつながる 但し、数量的には、民間教育産業(個別指導塾など)の参入が、こうした「治療」の中心 になるだろう

フリースクール・NPOは、民間教育産業の営利活動のカモフラージュ役

了

教育支援センター(適応指導教室)整備指針(試案)

1 趣旨

○ 教育委員会は、教育支援センター(以下、センターという。)の整備に当たって、この指針の定めるところに留意し、<u>不登校児童生徒に対する適切な支援</u>を行わなければならない。

2 設置の目的

○ センターは、不登校児童生徒の<u>集団生活への適応</u>、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・適応指導(学習指導を含む。以下同じ。)を行うことにより、その<u>学校復帰を支援</u>し、もって不登校児童生徒の社会的自立に資することを基本とする。

3 自己評価・情報の積極的な提供等

- センターは、その目的を実現するため、その相談・適応指導、その他のセンターの 運営状況について改善・充実を図るとともに、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表 するよう努めるものとする。
- センターは、その相談・適応指導、その他のセンターの運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

4 対象者

- 入室や退室等に関する方針や基準が明らかにされていること。
- <u>不登校児童生徒の入退室等の決定</u>については、その態様等を踏まえ、センターにおける指導の効果が達せられるよう児童生徒の実情等の的確な見極め(アセスメント)に努めるものとする。その際には、当該児童生徒が在籍する学校関係者はもとより、専門家を含めて検討を行うことが望ましい。
- 必要に応じて,中学校を卒業した者についても進路等に関して主として教育相談等による支援を行うことが望ましい。

5 指導内容・方法

- 児童生徒の立場に立ち、人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談・適応指導を行う。
- 相談に関しては、共感的な理解に立ちつつ、児童生徒の<u>自立を支援する立場</u>から実施する。
- 各教科等の学習指導に関しては、在籍校とも連絡をとり、センター及び児童生徒の実情に応じて実施する。
- 指導内容は、児童生徒の実態に応じて適切に定め、個別指導と併せて、センター及び

児童生徒の実情に応じて集団指導を実施するものとする。その際、児童生徒の実情に応じて体験活動を取り入れるものとする。

- <u>家庭訪問</u>による相談・適応指導は、センター、地域、児童生徒の実情に応じて適切に 実施することが望ましい。通室困難な児童生徒については、学校や他機関との連携の下、 適切な配慮を行うことが望ましい。
- センターは、不登校児童生徒の保護者に対して、不登校の態様に応じた適切な助言・ 援助を行うものとする。

6 指導体制

- センターには、相談・適応指導などに従事する指導員を置くものとする。
- 指導員は、通所の児童生徒の実定員 10 人に対して少なくとも 2 人程度置くことが望ましい。
- 指導員は、相談・適応指導、学習指導等に必要な知識及び経験又は技能を有し、かつ その職務を行うに必要な熱意と識見を有するものをあてるものとする。
- 教育委員会は、指導員の資質向上のため適切な研修の機会を確保するよう努めることとする。
- カウンセラーなどの専門家を常勤又は非常勤で配置し、児童生徒の指導方針等につき、 協力を得ることが望ましい。
- その他,年齢,職種等,多様な人材の協力を得ることが望ましい。その際,協力を得る人材の実情に応じ,適切な研修を行い,又は指導体制等を整えることが望ましい。

7 施設・設備等

- 施設・設備は、相談・適応指導を適切に行うために、保健衛生上、安全上及び管理 上適切なものとする。
- センターは、集団で活動するための部屋、相談室、職員室などを備えることが望ましい。
- センターは、運動場を備えるなどスポーツ活動や体験活動の実施に関する配慮がなされていることが望ましい。 適切な施設を有しない場合は、 積極的に他のセンター等と連携することが望ましい。
- センターでの個別学習や、家庭との連絡のため、必要な情報通信機器・ネットワーク が整備されていることが望ましい。
- センターには、相談・適応指導を行うため、児童生徒数に応じ、保健衛生上及び安全 上必要な教具(教科用図書、学習ソフト、心理検査用具等)を備えるものとする。また、 これらの教具は、常に改善し、補充するよう努めなければならない。

8 学校との連携

- 指導員等は、不登校児童生徒の態様に応じ、その支援のため、<u>在籍校との緊密な連携</u>を行うものとする(定期的な連絡協議会、支援の進め方に関するコーディネート等の専門的な指導等)。
- 指導員等は,不登校児童生徒の学校復帰後においても,必要に応じて在籍校との連携

を図り、継続的に支援を行うことが望ましい。

- 指導員等は、児童生徒の実情等の的確な見極め(アセスメント)にそった児童生徒の個々の回復状況を把握し、守秘義務に配慮した上で、本人、保護者の意向を確かめて在籍校に学習成果等を連絡するものとする。
- 指導員等は、不登校に関し、学校に対する専門的な指導・助言・啓発を行う。

9 他機関・民間施設・NPO 法人等との連携

- センターは、教育センターや社会教育施設などの教育機関や児童相談所、警察、病院、ハローワーク等の関係機関との連携を適切に図り、<u>不登校に関する地域ぐるみのサポートネットワークづくりに努めるものとする。</u>
- センターは、<u>不登校関係の民間施設、NPO 法人等との連携・協力</u>を適切に図ることが望ましい。
- 民間施設との連携については国が示している「民間施設についてのガイドライン(試案)」等に留意するものとする。

10 教育委員会の責務

- <u>教育委員会</u>は,前各項の趣旨が達せられるよう,教育委員会規則の制定や指導体制の充実等,センターの整備に関し必要な方策を講じなければならない。
- 教育委員会は管轄地域以外のセンターの連携・協力関係が、適切に図ることができるよう配慮しなくてはならない。

了